

京都市建築基準条例第3条第1項ただし書の規定に基づく認定基準

第1章 総則

第1 目的

この基準は、京都市建築基準条例（以下「条例」という。）第3条第1項ただし書の規定に基づく認定について必要な事項を定める。

第2 この基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 道路

建築基準法（以下「法」という。）第42条に規定する道路をいう。

2 袋路2項道路

法第42条第2項の規定により指定した道路のうち、その一端のみが他の法上の道路に接続したものをいう。

3 3項道路

法第42条第3項の規定により水平距離が指定された道路をいう。

4 すみ切り

条例第3条第1項本文に規定する空地をいう。

第2章 認定基準

第3 袋路2項道路又は3項道路に接する敷地

条例第3条第1項第1号の規定に適合していると認める建築物の敷地は、次の各号の全てに該当するものとする。

- 1 道路境界線から敷地内に向けて水平距離0.6メートルの部分（当該道路の中心線の屈曲点又は交点の高さを基準とし、当該基準からの高さ2.1メートルを超える部分を除く。）を空地としていること。
- 2 すみ切りに位置することとなる建築物の一部分に、出入口を設けていないこと。

第4 歴史的細街路に接する敷地

条例第3条第1項第2号の規定に適合していると認める建築物の敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 当該建築物が文化財保護法に規定する伝統的建造物群保存地区に存し、当該地区の形態意匠の制限の基準に適合していること。
- 2 当該建築物が京都市市街地景観整備条例に規定する歴史的景観保全修景地区に存し、当該地区の形態意匠の制限の基準に適合していること。
- 3 当該建築物が京都市市街地景観整備条例に規定する界わい景観整備地区に存し、当該地区の形態意匠の制限の基準に適合していること。

第5 歴史的な町並みの景観の保全及び継承するために必要な道路に接する敷地

条例第3条第1項第3号の規定に適合していると認める建築物の敷地は、次の各号の全てに該当するものとする。

- 1 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）、旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区、伝統的建造物群保存地区並びに歴史的な町並みの景観の保全及び継承するために地区計画等で建築物等の形態意匠の制限が定められた地区内の道路に接しており、当該建築物が当該地区の形態意匠の制限の基準に適合していること。
- 2 当該道路の中心線の屈曲点又は交点の高さを基準とし、当該基準からの高さ2.1メートルを超える部分を除いた部分を空地としていること。
- 3 すみ切りに面することとなる建築物の一面に、出入口を設けていないこと。

第3章 認定に関する手続

第6 認定の申請

申請者は、条例の規定による申請書（第5号様式）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

第7 認定に係る審査

- 1 市長は、第6の規定による申請があったときは、遅滞なく、当該申請内容について審査するものとする。
- 2 1の審査において、添付図書の不備等により審査することが困難な場合は、代表者に添付図書の追加提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成27年8月5日から施行する。